

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

平成28年6月

兵庫県

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 兵庫県農業の現状

本県は、中央を横断する中国山地を境に、南部は乾燥した瀬戸内海型気候で、北部は積雪の多い日本海型気候であり、地形、地質、気候などの自然条件は地域により大きく異なっている。

このため、これらの特性を活かして日本の縮図といわれるほど多彩で特色のある農業が展開されており、酒米、たまねぎ、カーネーション、但馬牛・神戸肉等全国有数の生産を誇る農畜産物も多く、県内のみならず近畿圏の消費需要にえている。

2 兵庫県農業の課題

畜産、施設園芸等の着実な規模拡大、農用地の利用集積による土地利用型農業の規模拡大が進む一方で、労働環境が厳しいこと、他産業に比べて所得が低いこと、小規模分散型の農地所有が多いこと等から、基幹労働力の減少及び農業従事者の高齢化、遊休農地の増大が進み、農業全般にわたって生産が停滞している。

3 兵庫県農業の推進指針

「ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農林水産業の展開」の実現に向け、①需要に応える農業の競争力強化と持続的発展、②新たな価値創出による需要の開拓、③活力ある農村づくりの推進、④食と「農」に親しむ楽農生活の推進を基本方向とした施策展開を図る。

4 今後の方針

農業を今後とも本県の主要産業として位置づけ、活力ある農業・農村を築くため、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう農業経営の目指すべき方向を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

このため、地域の農業者の意向と総意に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することを目的として、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本県農業の健全な発展を図るものとする。

この場合、地域において営農継続を希望する兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家等の意向を尊重しながら、地域における土地利用システム、営農システムを確立するとともに、地域全体を安定的な社会として維持発展させ、定住条件を整備するためには、地域全体の就労の場の確保、所得の確保といった観点が必要であり、農業生産のみならず、農村工業導入をはじめ、農産物の加工・販売、都市と農村の交流等関連産業の振興対策を総合的に講ずるよう配慮するものとする。

5 具体的な展開方向

(1) 効率的かつ安定的な経営体の育成

地域において、現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人あたり1,800時間程度の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得が1農家当たり660万円程度（主たる従事者1人当たり540万円程度）を確保できるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農者の確保に向けた目標

「ひょうご農林水産ビジョン2025」による経営体の育成目標を基本とし、個別及び組織経営体の動向、近年の新規就農者数の実態等を総合的に考慮して、新規就農者の確保目標を、毎年400人（65歳未満）とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

地域において、現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人あたり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後概ね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人当たり概ね200万円とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組

新規に就農した青年等が、就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農時における能力に応じて濃密かつ継続的な指導や、各種の研修への参加を支援する。

(3) 土地利用型農業の確立

地域の自然的、社会的、経済的条件及び営農条件に応じて、家族経営を中心とする個別経営体又は地域の農地の相当部分の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営をめざす特定農業団体、地域合意による共同作業等を行う集落営農組織、オペレーター組織等からの発展形態としての組織経営体を地域農業の重要な担い手と位置づけ、これらの経営体を育成するため、農業経営基盤強化促進事業及び農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業の積極的な活用により、利用権の設定等及び農作業の受委託等の積極的な促進を図り、農用地の面的にまとまった形での利用集積（以下「面的集積」という。）による経営規模の拡大を進める。

この場合において、営農継続を希望する兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家等と経営体との適切な土地利用調整については、人・農地プランの策定・見直しに向けた地域での話し合いを通じて行うものとする。

(4) 集約的農業の確立

本県特有の自然的条件を活かした野菜、畜産、花き、果樹等については、需要創造型農業を展開し、経営規模の拡大を行いつつ、産地化、ブランド化を一層推進するとともに、特に野菜・花きについては、施設栽培での環境制御技術の導入等により、また畜産については、ヘルパー制度、個体別自動給餌システムなど新しい飼養管理技術の導入等により省力化を図る。

(5) 土地基盤整備の促進

生産性の向上を図るため、ほ場整備や、畦畔除去などによる大区画化、用排水路の管路化等の再整備を進め、中心経営体への農地の集積・集約化を図るとともに、作物の収量増や品質向上と野菜等への転換を図るため、暗渠排水等の排水対策を推進する。

特に、淡路地域など野菜等を組み合わせた多毛作体系の営農が定着している地域では、その形態に応じた整備を進めながら、整備率の向上を図る。

(6) 機械施設の効率的利用、経営管理の合理化の促進

機械施設の効率的利用を図るため、水稻品種の合理的な作付調整や機械施設保有農家との緊密な利用調整、既存施設の統合への指導と併せ農業機械銀行、酪農ヘルパー組合への活動強化のための指導を行う。

また、経営体の経営の効率化を図り、体制の整ったものについては、法人化へ誘導する。

(7) 地域が一体となった農村コミュニティの形成

安定兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等は、稲作等の農業生産は無論のこと、農村社会の維持発展、地域資源の維持管理において重要な役割を果たしていることから、これらの農家と効率的かつ安定的な経営体が、農地、農道等を含む地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を行いながら、お互いに協力補完しあいそのメリットを享受できるように連携を強化し、このことを通じてより一層健全な農村コミュニティの形成を図るよう誘導する。

6 地域別の農業構造政策の推進方向

地域別には、本県の自然的・社会的及び経済的条件を勘案し、以下の地域区分ごとに農業の構造政策を推進する。

なお、これらの取組みによってもなお担い手の確保が見込めない地域においては、企業等の農地所有適格法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

(1) 県南農業地帯（阪神、播磨、丹波地域）

ア 土地利用型農業については、地域の営農状況、就労状況等を勘案し、人・農地プランの策定・見直しに向けた地域での話し合いを進め、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業を通じて個別経営体への農用地の面的集積を行い、作業条件の改善を進めながら規模拡大を促進する。

イ 活発な集落営農が行われている地域においては、その活動内容の充実強化により協業経営体化を進めることで、組織経営体の育成を図る。

ウ 都市近郊を中心とした集約的農業が営まれている地域については、個別経営体を中心とする葉物野菜等の集約的作物による農用地の利用効率をさらに高めるような利用集積を進める。

エ 大規模経営の育ちにくい中山間地域においては、人・農地プランの策定・見直しに向けた地域での話し合いを進め、高付加価値型作物との複合化や農産加工等による経営の多角化を誘導し、農用地の有効利用を図るための利用集積を進める。

(2) 県北農業地帯（但馬地域）

ア 円山川流域を中心とする平坦地域については、地域の営農状況、就労状況等を勘案し、人・農地プランの策定・見直しに向けた地域での話し合いを進め、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業を通じて個別経営体への農用地の面的集積を行い、作業条件の改善を進めながら規模拡大を促進する。

イ 活発な集落営農が行われている地域においては、その活動内容の充実強化により協業経営体化を進めることにより、組織経営体を育成する。

ウ 大規模経営の育ちにくい中山間地域においては、集落営農の組織化の取組を強化し、高原地帯の冷涼な気候を活かした高付加価値型作物との複合化や農産加工等による経営の多角化を誘導し、農用地の有効利用を図るための利用集積を進める。

(3) 淡路農業地帯（淡路地域）

人・農地プランの策定・見直しに向けた地域での話し合いの上で農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業の推進により農地の集積・集約化を進める。地域別では、

ア 三原平野を中心とした平坦地は、今後の機械化や多毛作経営に対応したほ場整備を積極的に推進するとともに、農用地の面的集積を進める。

イ 島北部の山間地を中心とした棚田地帯及び南部の丘陵地帯の畑、果樹園地帯については、集落等を単位とした生産の組織化を図り、高付加価値型作物との複合化や都市と農村の交流等による経営の多角化を誘導し、農用地の有効利用を図るための利用集積を進める。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本県及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型について、農業経営の指標を例示すると次のとおりである。

1 個別経営体

(1) 水稻作主体

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> 水稻=11ha 小麦=5ha 作業受託=延べ26ha <経営面積> 16ha(借地15ha)	<主な資本装備> ・トラクター(45, 25ps) 各1台 ・田植機(乗用施肥付6, 4条) 各1台 ・コンバイン(5条) 1台 ・育苗施設 一式 ・乾燥機 24石 2台 40, 34石 各1台 ・粃すり機、ライスグレーダー 各1台 他	○		
<作付面積等> 水稻(酒+うるち)=11ha (夢錦4ha, うるち7ha) 作業受託=延べ29.5ha 小麦=5ha 大豆=5ha <経営面積> 16ha(借地15ha)	<主な資本装備> ・トラクター(55, 32ps) 各1台 ・田植機(乗用6条) 1台 ・コンバイン(4, 5条刈) 各1台 ・普通型コンバイン(幅2m) 1台 ・育苗施設 一式 ・乾燥機 13, 18, 24, 35, 38石 各1台 ・粃すり機 1台 他	○		
<作付面積等> 水稻=9.5ha(加工米2ha) 黒大豆=1.5ha <経営面積> 11ha(借地10ha)	<主な資本装備> ・トラクター(45ps) 1台 ・田植機(乗用施肥機付5条) 1台 ・コンバイン(4条) 1台 ・黒大豆脱粒機、選粒機 各1台(共同) 他	○		
<作付面積等> 水稻=9ha (コヒカリ5ha、フクノハ2ha、 加工米2ha) 作業受託=延べ30ha 緑大豆=2.5ha そば=1ha <経営面積> 12.5ha(借地12ha)	<主な資本装備> ・トラクター(40ps) 1台 ・田植機(乗用6条) 1台 ・コンバイン(5条) 1台 ・乾燥調製機械 一式 ・大豆播種機、脱粒機、選別機 各1台 他 <その他> ・大豆は加工業者と緑大豆を栽培契約		○	

(2) 野菜主体

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> ブロッコリー=1.4ha キャベツ=1.4ha スイートコーン=0.8ha 水稲=0.8ha <経営面積> 2.8ha(借地2ha)	<主な資本装備> ・トラクター(25ps) 1台 ・田植機(歩行4条) 1台 ・コンバイン(2条) 1台 ・野菜移植機 1台 ・収穫運搬台車、乗用管理機 各1台(共同) 他 <その他> ・播種から収穫まで機械化体型による規模拡大、乗用管理機、収穫運搬台車導入による労働力軽減	○		
<作付面積等> キャベツ=5.5ha 施設トマト=10a 水稲=0.8ha <経営面積> 4.8ha(借地4ha)	<主な資本装備> ・ハウス 1,000㎡ ・トラクター(50ps, 36ps, 26ps) 各1台 ・田植機(歩行4条) 1台 ・野菜移植機 1台 他 <その他> ・セルレイ利用による野菜移植機利用 ・契約出荷による価格維持		○	
<作付面積等> 葉物野菜 (ホレンソウ=16a×5回転、 シュンギク=11a×5回転、 チンゲンサイ=7a×6回転) <経営面積> 40a	<主な資本装備> ・ハウス 4000㎡ ・保冷库 2坪 ・トラクター(15ps) 2台 他 <その他> 防虫ネットによる減農薬栽培	○		
<作付面積等> レタス=3.6ha(1.2ha×3回) 水稲=0.6ha <経営面積> 1.8ha	<主な資本装備> ・トラクター・ロータリー(25ps) 1台 ・田植機(4条)、コンバイン(2条) 各1台(4戸共同) ・管理機、マルチャー 各1台 ・全自動移植機 1台 ・レタス自動包装機 1台 他 <その他> ・機械化による省力栽培システムで経営			○
<作付面積等> だいこん=3.3ha <経営面積> 3.3ha	<主な資本装備> ・トラクター(25ps) 1台 ・スピードスプレーヤー(30ps) 1台(共同) ・ライムソワー(250L) 1台 ・大根洗浄機 1台 他		○	
<作付面積等> イチゴ=35a <経営面積> 45a	<主な資本装備> ・ビニールハウス 3,500㎡ ・高設栽培施設 3,500㎡ ・育苗ハウス 840㎡ ・動力噴霧器 他	○	○	○

(3) 花き主体

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<p><作付面積等> シンテッポウユリ=36a チューリップ=36a 水稻=60a</p> <p><経営面積> 1.3ha(施設2,400㎡)</p>	<p><主な資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 2,400㎡ ・保冷库 1.5坪 ・低温貯蔵庫(17名共同) ・トラクター(23ps) 1台 ・管理機(8ps) 1台 ・灌水設備 3式 ・暖房機 6台 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作障害対策として、5年1作の輪作体系・水稻は委託栽培。 	○		
<p><作付面積等> 電照ぎく=60a 夏ぎく=40a</p> <p><経営面積> 100a(施設4,000㎡)</p>	<p><主な資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗ハウス 100㎡ ・鉄骨ハウス 2,000㎡ ・ビニールハウス 2,000㎡ ・電照施設 4,000㎡ ・トラクター(15ps) 1台 ・管理機(7ps) 1台 ・結束機 1台 ・選花機 1台 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨ハウスとビニールハウスを組み合わせた、周年出荷体系で栽培する。 	○		○
<p><作付面積等> ばら(温室)=60a</p> <p><経営面積> 60a(施設6,000㎡)</p>	<p><主な資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬質フィルム温室 6,000㎡ ・養液土耕システム 1式 ・無人防除設備 1台 ・温風暖房機 6台 ・冷蔵庫(12㎡) 1台 ・選花機、梱包機 各1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養液土耕システムによるハラック仕立てでの栽培 	○		○
<p><作付面積等> ストック=70a (2毛作20aを含む) 施設夏ぎく=20a</p> <p><経営面積> 50a(施設5,000㎡)</p>	<p><主な資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス 5,000㎡ ・結束作業機等 2セット ・管理機(7ps) 2台 ・トラクター(25ps) 1台 他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業の分散を図るため、直播栽培の導入・夏菊促成栽培の導入を図る。 			○

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> 花壇苗=延べ77a (パッション、ペゴニア、サルビア、 その他) <経営面積> 40a(施設3,850㎡)	<主な資本装備> ・ハウス 3,850㎡ ・育苗室 パイプ100㎡ ・播種機 1台 ・ポットイングマシーン 1台 ・ミキサー 1台 ・暖房機 3台 他	○	○	○
<作付面積等> カーネーション(温室)=50a <経営面積> 50a(施設5,000㎡)	<主な資本装備> ・硬質フィルムハウス 5,000㎡ ・灌水配管 1式 ・温風暖房機(ハウス) ・養液土耕システム 1式 ・自走式防除機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・冷蔵庫(3坪) 2基 <その他> ・養液土耕栽培による高品質安定・省力栽培	○		○
<作付面積等> シクラメン=30a リンドウ=10a アッサザクラ他=35a 水稻=25a <経営面積> 70a(施設3,000㎡)	<主な資本装備> ・ガラス温室 1,500㎡ ・鉄骨ハウス 1,500㎡ ・底面灌水システム 1式 ・トラクター(30ps)(10戸共同) 1台 ・田植機(4条)(10戸共同) 1台 ・コンバイン(2条)(10戸共同) 1台 ・播種機、土壌消毒機 他(4戸共同) 各1台 ・温水・風暖房機 各1台 他 <その他> ・シクラメンの底面給水技術と省力化機械の導入		○	

(4) 果樹主体

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> ぶどうピオーネ=40a <経営面積> 40a	<主な資本装備> ・ビニールハウス 20a ・ぶどう棚(一部被覆40a) ・灌水施設 1式 ・ミニコンボ(10ps) 1台 ・スピードスプレーヤー(共同) 1台 他 <その他> ・ハウス栽培による労働ピークの分散と販売は、 直売、宅配による有利販売	○		○

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> 梨=1ha <経営面積> 1ha	<主な資本装備> ・果樹棚（平棚） ・スプリンクラー 1式 ・耕耘機(7ps) 1台 ・動力噴霧器 1台 ・選果機 1台 他 <その他> ・晩成品種の導入による労働分散、規模拡大、市場出荷と直売の組み合わせ		○	
<作付面積等> 露地イチジク=50a ハウスイチゴ=10a 水稻=25a <経営面積> 85a	<主な資本装備> ・ビニールハウス 1,000㎡ ・トラクター(20ps) 1台 ・管理機(7ps) 1台 他	○		

(5) 茶

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> 茶=2.8ha 水稻=25a <経営面積> 3.05ha	<主な資本装備> ・生茶管理装置 1式 ・防霜ファン 一式 ・茶刈り機 2台 ・管理機 4台 ・製茶機械設備 1式 他 <その他> ・茶栽培から荒茶製造加工まで一貫生産	○	○	

(6) 畜産

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<飼養頭数> 乳用牛 経産牛=58頭 育成牛=29頭 <作付面積> 飼料作物=延べ4ha <経営面積> 2ha (借地1ha)	<主な資本装備> ・成牛舎 500㎡ ・育成牛舎 200㎡ ・発酵ハウス(200㎡)、乾燥ハウス(490㎡)、 堆肥舎(250㎡) (3戸共同) ・バルククーラー 1台 ・パイプラインミルクカー 1式 ・バーンクリーナー 1台 ・トラクター(50, 20ps) 各1台 ・フォーレージハーベスター 1台 (3戸共同) ・マニュアルスプレッダー 1台 (3戸共同) 他	○	○	○
<飼養頭数> 繁殖和牛 成牛=50頭 育成牛=10頭 <作付面積> 飼料作物・放牧=延べ5ha <経営面積> 2.5ha (借地1.7ha)	<主な資本装備> ・牛舎 442㎡ ・堆肥舎 107㎡ ・ホイローダー 1台 (3戸共同) ・トラクター(40, 30ps) 各1台 (3戸共同) ・マニュアルスプレッダー 1台 (3戸共同) 他 <その他> ・分娩間隔12.0ヵ月、ルーズバーン式牛舎で離乳後の成牛と出荷までの子牛を十分に運動させる。	○	○	○
<飼養頭数> 肥育(黒毛和種去勢) =220頭	<主な資本装備> ・牛舎(木造) 1,200㎡ ・堆肥舎(木造) 500㎡ ・牛舎兼管理舎(木造) 500㎡ ・タイヤショベル 1台 ・飼料攪はん機 1台 ・カッティングミキサー(牽引式) 1台 ・ヘイベイラー(牽引式) 1台 他 <その他> ・肥育期間23ヶ月、追込み制限給餌	○	○	○
<飼養頭数> 採卵鶏=221,000羽	<主な資本装備> ・成鶏舎 11,000㎡ ・育雛舎 7,000㎡ ・鶏ふん堆肥舎 1,750㎡ ・鶏ふん堆積場 1,000㎡ ・鶏ふん袋詰機 1台 ・洗卵選別機、卵自動詰機 一式 他 <その他> ・鶏ふん処理は、堆肥舎での堆肥化处理 ・自家育成、育成率 97% ・強制換羽 16ヵ月齢実施	○	○	○

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<飼養羽数> ブロイラー=33,752羽×年間 4.8回転	<資本装備> ・鶏舎 2,625㎡ ・鶏ふんボイラー 一式 ・自動給餌機 一式 ・自動給水機 一式 ・細霧システム 一式 ・ショベルローダー 1台 他 <その他> ・飼育日数58日、飼料要求率2.05	○	○	○

(注) 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとし、各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者2人程度として示している。

2 組織経営体

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> 水稻=11.1ha 黒大豆 枝豆出荷=1.2ha 子実出荷=6.2ha <経営面積> 18.5ha 主たる従事者 2人	<主な資本装備> ・トラクター(30、20ps) 2台 ・乗用田植機(5条) 1台 ・自脱型コンバイン1台 ・大豆移植機 1式(麦、大豆用) ・大豆中耕培土機 1台 ・溝掘り機 1台 ・ビーンハベスター、ビーンスレッシャー各1台 ・大豆乾燥機、大豆選粒機 各1台 他 <その他> ・育苗及び乾燥調製は共同利用施設利用	○	○	
<作付面積等> 水稻=19ha 小豆=10ha 小麦=13ha キャベツ=1.2ha <経営面積> 32ha 主たる従事者 2人	<主な資本装備> ・トラクター(40ps) 3台 ・乗用側条施肥田植機(6条) 2台 ・自脱型コンバイン(5条) 1台 ・普通型 " 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・ロータリー 2台 ・乗用管理機 1台 ・ブームスプレーヤ 1台 他 <その他> ・育苗及び乾燥調製は共同利用施設利用	○	○	

経営規模	主な資本装備等	適応地域		
		県南	県北	淡路
<作付面積等> 水稲=40ha 作業受託=50ha ソバ=10ha 小麦=7ha <経営面積> 50ha 主たる従事者 2人	<主な資本装備> ・トラクター(40, 60ps) 各1台 ・乗用田植機(6条) 2台 ・自脱型コンバイン(4, 6条) 各1台 ・育苗用播種プラント 一式 ・乾燥機 2.4t×5基 ・もみすり機 1台 ・ライムソワー 1台 ・畦塗り機 1台 ・播種機 1台 ・サブソイラー 1台 ・乗用管理機 1台 他	○	○	
<作付面積等> 水稲=35ha 作業受託=74ha 大麦=50ha 白大豆=15ha <経営面積> 50ha 主たる従事者 2人	<主な資本装備> ・トラクター(40, 60ps) 各1台 ・乗用田植機(6条) 2台 ・自脱型コンバイン(5条) 2台 ・自脱型コンバイン(4条) 1台 ・ライムソワー 1台 ・畦塗り機 1台 ・播種機 1台 ・サブソイラー 1台 ・乗用管理機 1台 他 <その他> ・育苗及び乾燥調製は共同利用施設利用	○		

(注) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）とし、農用地利用改善団体等から組織経営体となる場合は、構成員数を40戸程度とした。

3 各作目別の10年後の技術体系、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の見通し

作 目	導入する技術体系、作付体系	経営管理の合理化の手段 農業従事の態様の改善
共 通		<ul style="list-style-type: none"> ・ O A 機器による経営管理（簿記、作付計画、労務管理） ・ 青色申告の実施 ・ 組織経営体にあつては、自己資本の充実 ・ 農協等による機械類のリース・レンタル制度の導入 ・ 作業の分業化（外部委託） ・ 休日制の導入 ・ 農繁期の臨時雇用確保による過重労働の防止 ・ 組織経営体にあつては、 ア 給料制の導入 イ 従事者全員の社会保険加入 ウ 労務環境の快適化のための環境整備
水 稲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定高性能農業機械の効率的な利用 側条施肥田植機、汎用コンバイン等 ・ 省力低コスト技術の導入 直播栽培（湛直、乾直）疎植栽培 ・ ほ場のレーザー均平 ・ 組織経営体にあつては、湛水直播、防除作業における無人ヘリの導入 ・ 高温耐性のある良食味・多収品種の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織経営体にあつては、完全雇用制による安定就業補償 ・ I C T 技術の活用による農業経営改善
野 菜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高品質・付加価値生産販売の対応 有機栽培 ひょうご安心ブランド取得推進 観光直売方式等の導入 ・ 高能率、省力機械化技術の導入 畦立整形機（マルチャー等） 真空単粒播種機（葉物野菜等） 移植機（キャベツ、レタス、はくさい、たまねぎ等） 多目的管理機（中耕、培土、防除等） 包装荷造機（レタス、葉物野菜等） ほ場内収穫物運搬車 その他収穫機（たまねぎ、にんじん、芹^ろ等） ・ 高品質、安定多収栽培技術・持続性の高い生産方式の導入 接ぎ木栽培（トマト等） 訪花昆虫利用 セル成型苗育苗 フェロモン剤・生物農薬利用技術 肥効調節型肥料施用技術 < 養液栽培 > ・ 環境制御管理システム < 果菜類、葉物野菜等 > ・ 周年栽培体系・高設栽培・養液土耕栽培 < 葉茎菜類、根菜類 > ・ 機械化体系による省力生産管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数品種の組み合わせによる労働分散 ・ 定植、収穫、選別調製、その他管理作業等の雇用導入・分業化

作 目	導入する技術体系、作付体系	経営管理の合理化の手段 農業従事の態様の改善
果 樹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早～晩生種、露地・施設栽培の組み合わせ ・ 施設等の共同利用、作業の共同化 ・ 共同選果場の利用 ・ 高品質、省力低コスト化技術の導入 <ul style="list-style-type: none"> わい化栽培、低樹高栽培 早期成園化(密植、高接ぎ等) 防除かん水施設 園内作業道及び運搬機(モルル等) スピードスプレーヤー ・ 高付加価値販売(観光、直売等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受粉、袋掛、摘花、摘果等管理及び収穫、選別調整作業時の雇用導入
茶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防霜ファン設置による生産安定 	
花 き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早～晩生種、露地・施設栽培の組み合わせ ・ 作業の分業化(外部委託) 育苗、選別調整、荷造作業 ・ 高品質化、省力化、低コスト化、自動化技術の導入 <ul style="list-style-type: none"> ロックウール栽培 温室管理の自動制御化 無人防除システムの導入 選別包装機の共同利用 冷蔵庫等集出荷施設の共同利用 高付加価値型販売(観光、直売等) 養液土耕栽培 ・ オリジナル品種・品目・商品の開発、導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫、選別調整、その他管理作業等の雇用導入
畜産共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜糞尿の低コスト処理システム ・ 堆肥の広域流通対策技術の導入(鶏ふんペレット等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境整備
酪 農	<ul style="list-style-type: none"> ・ *¹ TMR給与の活用による飼養管理の合理化 ・ 個体別自動給餌システム ・ ミルキングパーラー ・ ロボット搾乳技術 ・ 細断型ロールベーラーを使ったコーンサイレージ生産 ・ フリーストール、フリーバーン方式の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルパー制度の活用による休日の確保
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥育マニュアルに沿った飼養管理 ・ *² 育種価等を活用した牛群改良 ・ 多頭飼育管理に適合した低コスト牛舎構造 ・ 繁殖経営における早期離乳 ・ 放牧の効率的利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルパー制度の活用による休日の確保
採卵鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶏舎のウインドレス化 ・ 特殊鶏卵の生産 ・ 飼料用米の活用 ・ トレーサビリティシステムの導入 ・ G PセンターにおけるH A C C Pの普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動給餌、集卵・選別システムの導入による省力化

作 目	導入する技術体系、作付体系	経営管理の合理化の手段 農業従事の態様の改善
ブローラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別経営体：特殊鶏肉の生産 ・ 飼料用米の活用 ・ 大規模経営は、団地におけるホルイン・ホルアウトの実施 ・ 産地銘柄の統一 ・ トレーサビリティシステムの導入 	

(注) *1 TMR給与(Total Mixed Rations)

乳牛が必要とするすべての栄養分を満たすようにサイレージ、乾草、濃厚飼料、ミネラル、ビタミンなどの飼料原料を混合し給与するもので、牛のえり食いを防止する。飼料設計には、栄養知識に基づいた十分な配慮が必要。

*2 育種価

親から子に伝達される遺伝的能力の評価値

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に兵庫県内で展開している優良事例を踏まえつつ、兵庫県における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第1の5の(2)のイに示す目標を目指すものとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者（個別経営体、集落営農等による組織経営体）に対する農用地の利用の集積に関する目標を各地域における営農類型を踏まえつつ、将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標	備 考
県南地域	56%	カッコ内は、認定農業者候補者を含めた目標
県北地域	57%	
淡路地域	65%	
県 計	57% (66%)	
	なお、農用地の利用集積にあたっては、市町段階での農地利用集積円滑化事業等の推進により、面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営の育成と、第3で示すこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積シェアの目標の達成を図るためには、県下全体で今後10年程度で過去の実績の約3.5倍の農地の集積・集約化が必要であり、面的集積の推進も踏まえ、従来にも増して積極的な取り組みが必要である。

このため、県は本庁段階においては農政環境部重要政策推進委員会、地域段階においては、地域農林水産業・農山漁村振興協議会の指導体制を整備するとともに、(一社)兵庫県農業会議、兵庫県農業協同組合中央会、(公社)兵庫みどり公社、兵庫県土地改良事業団体連合会、兵庫県市長会、兵庫県町村会等団体と推進協議会を設置し、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が営農継続を希望する兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家等の負担軽減が図られるとともに、効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画の認定制度を活用して、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する。

(1) 利用権設定等促進事業の推進

県下各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、効率的かつ安定的な経営への農用地利用の集積を農作業受委託をも含めた形で推進する。この場合、賃借料、農作業受託料金の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

(2) 農用地利用改善事業の推進

地域における話し合いによる合意形成の場とし、農用地等の地域資源の保全、有効利用並びに効率的かつ安定的な経営体への農用地利用の集積を進めるために農用地利用改善団体の設立及び活動の強化を推進する。

一方、集落営農の盛んな地域においては、農用地利用改善団体の活動内容を充実させ、協業経営体化により組織経営体として育成する。

更に、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人及び特定農業団体の設立を推進する。

(3) その他農業経営基盤の強化を促進するための事業の推進

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体に重点的、効果的に実施する。

(4) 法人化への誘導

家族経営では経営と家計を分離し、経営内での後継者や女性など農業者それぞれの役割や地位

を明確にするうえで、また、兼業農家等を含む生産組織、営農集団においても、単なる営農単位でなく、経営主体を明確にし、経営体として確立するためには法人化は有効な手段であることから、経営の指導を担当する者の養成、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

(5) ほ場整備を契機とした農用地の利用集積の促進

ほ場整備や再整備、排水対策等の基盤整備事業等を積極的に推進し、併せて土地改良区による土地利用調整を通じて、換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進により中心経営体への面的な農用地の利用集積を促進する。

(6) 地域における指導機能の強化

農林（水産）振興事務所は、土地改良事務所（センター）、農業改良普及センターと協力し、（公社）兵庫みどり公社、市町、農業委員会、農業協同組合等団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに、安定兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家間の連携及び役割分担により、一層健全な農村コミュニティの形成が図られるよう、集落段階等における農業者等の徹底した話し合いや、自主的かつ計画的な経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し、適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

(1) 兵庫県青年農業者等育成センター

農業経営基盤強化促進法第14条の11に定める青年農業者等育成センターは、（公社）兵庫みどり公社とする。

(2) 支援体制の整備の方針

（公社）兵庫みどり公社を中心として、関係機関・団体と役割分担の上、相互に密接な連携を図りながら青年等の就農を促進するものとする。

ア 県は本方針に基づき、農業改良普及センター、兵庫県立農業大学校及び就農支援センター（「ひょうご就農支援センター」及び「地域就農支援センター」をいう。）における活動を助長し、さらに青年農業者等育成確保関係事業を総合的かつ体系的に実施する。また、青年等が将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

各農業改良普及センターは、学校教育等との連携を図りながら就農候補者の把握に努める。また中高年齢者の新規就農候補者の把握にも努力する。それとともに就農促進のための相談活動を行う。また新たに就農しようとする青年等の青年等就農計画の樹立及び青年等就農計画の目標達成に向けての指導援助、青年農業者等の資質・能力向上のための各種研修の実施、青年農業者等の自主的組織活動の指導援助等を行う。

兵庫県立農業大学校においては、農業者及び就農希望者の研修教育の中核的機関として農業後継者の養成や青年農業者等の各種研修を行う。

イ （公社）兵庫みどり公社は、青年農業者等育成センターとして、就農支援センターと連携した青年等の就農促進のための情報提供や相談活動、青年等の就農促進に関する調査や啓発

活動を行う。さらには青年農業者等の育成確保に関する諸事業を実施し、新たに就農しようとする青年等について、（一社）兵庫県農業会議との連携により無料の職業案内を行う等、青年等の就農促進機能を発揮する。また、新規就農者の農用地の借入等に当たって、農地中間管理事業の活用により支援する。

ウ （一社）兵庫県農業会議及び農業委員会は、就農支援センターと連携して就農希望者に対する就農相談や各種の情報提供のほか、就農促進に関する調査、農用地に関する情報の収集・提供や相談及び斡旋等を行う。さらには、（一社）兵庫県農業会議は新たに就農しようとする青年等について、（公社）兵庫みどり公社との連携により無料の職業案内を行うこととする。

エ （公社）兵庫みどり公社並びに（一社）兵庫県農業会議は農業法人等への就農を促進するため、兵庫労働局及び公共職業安定所と連携し、青年等が円滑に就農できるよう努める。

オ 各市町は、市町農業振興計画等に基づき、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、就農支援センター等と連携し、就農促進のための条件整備や就農地の確保等に努めるとともに、地域ぐるみの就農促進体制づくりを進める。また、青年等が地域の「人・農地プラン」の地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、青年就農給付金、青年等就農計画の活用を行う。

カ 兵庫県農業協同組合中央会、各農業協同組合は、就農支援センターと連携して青年農業者等の組織育成と活動の支援を行う。また各農業協同組合は、生産及び流通面において就農青年等に対し指導援助を行うとともに、農業制度資金の貸付け窓口として金融面での支援を行う。

キ （株）日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫等は、青年等就農資金の貸付け主体として金融面での支援を行う。

ク 兵庫県農業経営士会、同女性農漁業士会、同青年農業士会、同農業青年クラブ連絡協議会等は、関係機関と連携を図りながら、就農促進のための地域での環境づくりや、就農青年等に対する技術、生活、組織活動等の指導助言を行う。

ケ ひょうご就農支援センターは、就農支援に係る地域の拠点として、学生から社会人、農業参入希望企業等までの幅広い層を対象に就農準備段階から経営確立までの一貫した支援を行う。

コ 地域就農支援センターは、就農支援に係る地域の拠点として、関係機関と連携して就農希望者や新規就農者個々の段階に応じた支援方針のもとに各種支援事業の実施やコーディネート、農業技術・経営手法の早期習得への支援を行う。

サ 就農希望者に対する技術、農地、資金、研修先等関係情報の提供及び相談を円滑に行うため、青年農業者等育成センター（（公社）兵庫みどり公社）と、関係機関・団体等が一体となった情報収集、提供システムを整備し、基礎的な就農関係情報に係る相互の情報交換を促進する。

また、全国的な就農情報を活用した就農促進を図るため、必要に応じ、全国新規就農相談センター等とも連携を図る。

3 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 農地中間管理事業の推進に関する法律第4条（平成25年法律第101号）の規定に基づき、農地中間管理機構に指定された（公社）兵庫みどり公社は、農用地等の中間保有、再配分機能を活用し、本県の農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事業の範囲内において、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条に規定されている事業を行う。

ア 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

イ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

① 農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資

② アに掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又は①の現物出資に係る農用地等を利用して当該農地所有適格法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

ウ アに掲げる事業により、買入れた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(2) （公社）兵庫みどり公社は、市町の区域の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体と連携を十分に図り、役割分担を行いながら、円滑な事業の推進を行うものとする。

4 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的事項

第3で示す効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標の達成を図るためには、集落段階で農用地利用改善団体が行う農用地の利用関係の改善活動と併せて、市町段階での農地利用集積円滑化事業の積極的な取り組みが必要である。

このため、県下の市街化区域及び森林地域等を除いた全域で同事業を展開することを基本とし、農業経営基盤強化促進法第6条第1項で定める農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「市町基本構想」という。）を策定している全市町において農地利用集積円滑化団体が設置されるように、市町に対し、市町基本構想への位置づけ、農地利用集積円滑化団体の選定等について必要な助言・支援等を行うものとする。

(1) 関係機関及び関係団体との連携の確保

県は（一社）兵庫県農業会議、兵庫県農業協同組合中央会、（公社）兵庫みどり公社、兵庫県土地改良事業団体連合会、兵庫県市長会及び兵庫県町村会等関係団体と相互に十分な連携を図り、農地利用集積円滑化事業の促進のための措置を講ずる。

農地利用集積円滑化団体においては、農地利用集積円滑化事業の実施にあたり、農地中間管理機構である（公社）兵庫みどり公社と連携を十分に図り、役割分担を行いながら、円滑な事業の推進を行うものとする。

(2) 農地利用集積円滑化事業の推進のための諸施策

県は、市町において農地利用集積円滑化事業が円滑に実施できるよう、農地情報の共有化等に

資する施策の推進に努めるものとし、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積の促進を図るための関連施策を総合的かつ効果的に実施するものとする。

(附則)

この基本方針は平成6年1月28日から施行する。

この基本方針は平成10年7月21日から施行する。

この基本方針は平成12年6月20日から施行する。

この基本方針は平成15年4月1日から施行する。

この基本方針は平成16年3月31日から施行する。

この基本方針は平成17年9月1日から施行する。

この基本方針は平成18年3月13日から施行する。

この基本方針は平成22年3月12日から施行する。

この基本方針は平成26年6月19日から施行する。

この基本方針は平成28年6月20日から施行する。